証券コード　1379
2021年6月8日

株　主　各　位

長野県長野市南堀138番地1
ホクト株式会社
代表取締役社長　水　野　雅　義

第58回定時株主総会招集ご通知

拝啓　平素は格別のご高配を賜り厚く御礼申しあげます。

さて、当社第58回定時株主総会を下記により開催いたしますので、ご通知申しあげます。

なお、当日のご出席に代えて、書面またはインターネット等によって議決権を行使することができますので、お手数ながら後記の株主総会参考書類をご検討のうえ、2021年6月24日（木曜日）午後5時30分までに議決権を行使してくださいますようお願い申しあげます。

敬　具

記

1．日　　時　2021年6月25日（金曜日）午前10時

2．場　　所　長野県長野市南堀138番地1
当社本社大会議室

＜新型コロナウイルス感染症への対応についてのお知らせ＞

◆本株主総会につきましては、極力、書面またはインターネット等により事前の議決権行使をいただき、当日のご来場をお控えいただくようお願い申しあげます。なお、体調がすぐれない場合や、感染による影響が特に大きいとされる、ご高齢や基礎疾患のある株主様、妊娠中の株主様には、特に慎重なご判断をお願いいたします。

◆当日は、間隔をあけてお座りいただけるよう、座席数を少なくしております。そのため、ご入場を制限させていただく場合もありますので、あらかじめご了承ください。

◆マスクの着用、アルコール消毒、検温等のご協力をお願いいたしますので、ご理解とご協力を賜りますようお願い申しあげます。なお、発熱等の症状がみられる場合は、入場をお断りさせていただきます。また、当社スタッフもマスクの着用をさせていただきます。

〇お土産配布の休止について

◆本年の株主総会会場でのお土産の配布は休止させていただきます。何卒ご理解賜りますようお願い申しあげます。

〇株主総会のライブ配信について

◆株主の皆様へ、当日の株主総会をインターネットでライブ配信させていただきますので、ご視聴ください（詳細は3ページのご案内をご参照ください）。

3．目的事項

報告事項　1．第58期（2020年４月１日から2021年３月31日まで）
事業報告、連結計算書類ならびに会計監査人及び監査役会の連結計算書類監査結果報告の件

2．第58期（2020年４月１日から2021年３月31日まで）
計算書類報告の件

決議事項

第１号議案　剰余金処分の件

第２号議案　取締役８名選任の件

第３号議案　監査役１名選任の件

以　上

1．当日ご出席の際は、お手数ながら同封の議決権行使書用紙を会場受付にご提出くださいますようお願い申しあげます。

2．本定時株主総会招集ご通知において提供すべき書類のうち、次に掲げる事項については、法令及び定款第15条の規定に基づき、インターネット上の当社ウェブサイト（アドレス　https://www.hokto-kinoko.co.jp）に掲載しております。

①　連結計算書類の「連結株主資本等変動計算書」「連結注記表」

②　計算書類の「株主資本等変動計算書」「個別注記表」

なお、これらの事項は、監査役が監査報告を、会計監査人が会計監査報告を作成するに際して監査した連結計算書類及び計算書類に含まれております。

3．なお、株主総会参考書類ならびに事業報告、連結計算書類及び計算書類に修正が生じた場合は、インターネット上の当社ウェブサイト（アドレス　https://www.hokto-kinoko.co.jp）に掲載させていただきます。

インターネットによるライブ配信のご案内

株主総会の様子をご自宅等からでもご覧いただけるよう、以下の通りインターネットによるライブ配信を行います。

なお、当日の会場撮影は、ご出席株主様のプライバシーに配慮し、議長席及び役員席付近のみとしますが、やむを得ずご出席株主様が映り込んでしまう場合がございます。あらかじめご了承ください。

1 **配信日時**

2021年６月25日（金曜日） 午前10時～株主総会終了時刻まで

※配信ページは、開始時間30分前の午前９時30分頃に開設予定です。
※天変地異やライブ中継を担うスタッフの新型コロナウイルス感染等により、ライブ中継を配信できなくなる可能性がございます。
配信中止の際は、当社HP等でご案内しますので、ご確認いただきますようお願い申しあげます。

2 **視聴方法**

視聴 URL：https://1379.v-virtual-mtg.jp

株主様認証画面（ログイン画面）で必要となる「株主番号」をあらかじめご用意のうえ、アクセスをお願いいたします。

（議決権行使書用紙を投函する前に必ずお手元にお控えください）

①**ID：**議決権行使書用紙に記載されている**「株主番号」**
②**パスワード：**株主名簿上のご登録住所の**「郵便番号」**（2021年３月末時点）
③**ID／パスワードに関するお問い合わせ先**
三菱UFJ信託銀行株式会社
TEL：0120-191-060 （株主総会当日 午前９時～株主総会終了まで）

インターネット配信でご視聴いただけるのは株主様ご本人のみに限定させていただき、代理人等によるご視聴はご遠慮いただきますようお願い申しあげます。
また、ご視聴を希望される場合、事前に上記URLにて参加申し込みをお願い申しあげます。（株主総会当日の参加申し込みも可能です。）なお、上記URL内にて視聴環境のテストを事前に行っていただけます。ご活用ください。

ご視聴に関する留意事項

- ☑ ライブ配信をご覧いただくことは、会社法上、株主総会への出席とは認められません。そのため、**インターネット参加を通じて株主総会において株主様に認められている質問、議決権行使や動議を行うことはできません。議決権行使は、行使期限にご留意いただいたうえで、議決権行使書用紙の郵送や別途ご案内しているインターネット投票、または委任状等で代理権を授与する代理人による当日投票をご活用ください。**
- ☑ ご使用のパソコン環境（機種、性能等）やインターネットの接続環境（回線状況、接続速度等）により、映像や音声に不具合が生じる場合がございますのであらかじめご了承ください。
- ☑ ご視聴いただくための通信料金等は、各株主様のご負担となります。

議決権行使についてのご案内

株主総会における議決権は、株主の皆様の大切な権利です。
後記の株主総会参考書類をご検討のうえ、議決権を行使してくださいますようお願い申しあげます。
議決権を行使する方法は、以下の３つの方法がございます。



株主総会にご出席される場合

同封の議決権行使書用紙を会場受付にご提出ください。

日　時

2021年６月25日（金曜日）
午前10時（受付開始：午前９時）



書面（郵送）で議決権を行使される場合

同封の議決権行使書用紙に議案に対する賛否をご表示のうえ、切手を貼らずにご投函ください。

行使期限

2021年６月24日（木曜日）
午後５時30分到着分まで



インターネット等で議決権を行使される場合

次ページの案内に従って、議案の賛否をご入力ください。

行使期限

2021年６月24日（木曜日）
午後５時30分入力完了分まで

議決権行使書用紙のご記入方法のご案内

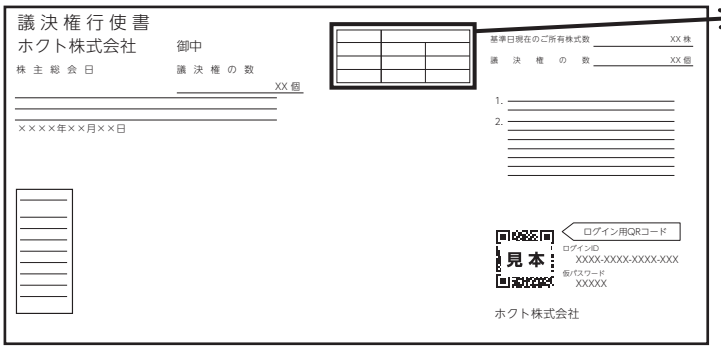

こちらに議案の賛否をご記入ください。

第１、３号議案

- **賛成の場合** ≫「賛」の欄に○印
- **反対する場合** ≫「否」の欄に○印

第２号議案

- **全員賛成の場合** ≫「賛」の欄に○印
- **全員反対する場合** ≫「否」の欄に○印
- **一部の候補者に反対する場合** ≫「賛」の欄に○印をし、反対する候補者の番号をご記入ください。

※議決権行使書はイメージです。

書面（郵送）及びインターネット等の両方で議決権行使をされた場合は、インターネット等による議決権行使を有効な議決権行使としてお取り扱いいたします。また、インターネット等により複数回、議決権行使をされた場合は、最後に行われたものを有効な議決権行使としてお取り扱いいたします。

インターネット等による議決権行使のご案内

QRコードを読み取る方法

議決権行使書用紙に記載のログインID、仮パスワードを入力することなく、議決権行使サイトにログインすることができます。

1　議決権行使書用紙に記載のQRコードを読み取ってください。

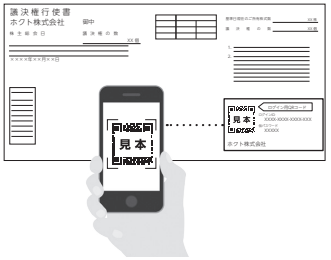

※「QRコード」は株式会社デンソーウェーブの登録商標です。

2　以降は画面の案内に従って賛否をご入力ください。

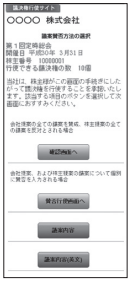

QRコードを用いたログインは1回に限り可能です。
再行使する場合、もしくはQRコードを用いずに議決権を行使する場合は、右の「ログインID・仮パスワードを入力する方法」をご確認ください。

ログインID・仮パスワードを入力する方法

議決権行使ウェブサイト　**https://evote.tr.mufg.jp/**

1　議決権行使ウェブサイトにアクセスしてください。

2　議決権行使書用紙に記載された「ログインID・仮パスワード」を入力しクリックしてください。



「ログインID・仮パスワード」を入力

「ログイン」をクリック

3　新しいパスワードを登録する。

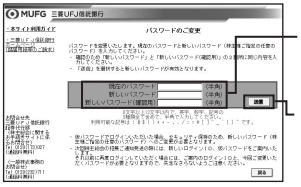

「新しいパスワード」を入力

「送信」をクリック

4　以降は画面の案内に従って賛否をご入力ください。

※操作画面はイメージです。

インターネットによる議決権行使で
パソコンやスマートフォン、携帯電話の操作方法などが
ご不明な場合は、右記にお問い合わせください。

三菱UFJ信託銀行株式会社　証券代行部　ヘルプデスク
0120－173－027
（通話料無料／受付時間 午前９時～午後９時）

機関投資家の皆様は、株式会社ICJの運営する機関投資家向け議決権電子行使プラットフォームをご利用いただくことが可能です。

（提供書面）

事　業　報　告

（2020年４月１日から
2021年３月31日まで）

１．企業集団の現況

(1) 当事業年度の事業の状況

① 事業の経過及び成果

当連結会計年度におけるわが国経済は、新型コロナウイルス感染症が世界的に拡大し、2020年４月に緊急事態宣言が発令され、感染拡大防止に向けて企業活動や消費者の行動が大幅に制限される中、景気は急速に悪化の一途を辿りました。同年５月の緊急事態宣言解除を機に個人消費は緩やかに回復しつつあったものの、2021年１月に２度目の緊急事態宣言が発令され、先の見通せない極めて厳しい状況が続きました。当社グループの主たる事業領域である農業分野においては、前半は新型コロナウイルス感染症の影響で巣ごもり需要が高まったこと等により野菜相場は堅調に推移しましたが、９月以降は厳しい残暑による需要の低下や、野菜相場の低迷によりきのこの価格も影響を受ける等、厳しい経営環境が続きました。

このような経済環境の中、当社グループは消費者の皆様及び従業員の安全を最優先に考え、新型コロナウイルス感染症の拡大防止に配慮しつつ、きのこ事業を中心として、健康食材である「きのこ」の研究開発、生産、販売を通してより多くの皆様へ、おいしさと健康をお届けできるよう事業活動を行ってまいりました。また、「きのこで健康を届けることを使命に市場と消費を拡大する」及び「利益の創出と企業の社会的責任を両立する」を経営ビジョンとする新しい中期経営計画を策定し、2021年４月から取り組んでいくことといたしました。

以上の結果、当連結会計年度の当社グループの業績は、売上高738億89百万円（前期比3.7%増）、営業利益60億12百万円（同53.3%増）、経常利益65億26百万円（同55.9%増）、親会社株主に帰属する当期純利益は40億38百万円（同163.6%増）となりました。

なお、当連結会計年度の生産量は、ブナピーを含めブナシメジ46,048ｔ（同1.6%増）、エリンギ19,033ｔ（同5.6%増）、マイタケ14,032ｔ（同0.4%増）となりました。

当連結会計年度の各セグメントの概況は以下の通りであります。

「国内きのこ事業」

生産部門におきましては、新型コロナウイルス感染症の拡大防止に配慮しつつ、衛生管理をより徹底し、品質の向上と安定栽培に努め、安全・安心なきのこを提供してまいりました。

研究部門におきましては、品質管理体制の強化、付加価値の高い新製品の開発及びきのこの薬理効果や機能性の追求に取り組んでまいりました。

営業部門におきましては、新型コロナウイルス感染症の影響で直接的な販促活動が出来ない中、きのこ需要を喚起すべく、健康・美容・スポーツを３本柱とした「きのこで菌活」を提唱し、鮮度に拘った営業活動を行ってまいりました。販売面では、当連結会計年度の前半は野菜相場が高値で推移したうえ、新型コロナウイルス感染症の影響で巣ごもり需要が高まったこと等により、きのこの価格も前期を上回る状況で推移しました。９月以降は残暑が厳しく、10月以降も天候は安定し野菜の出荷は潤沢で野菜相場が低調に推移するとともに、景気の先行き不安に伴い消費者の節約志向も相まって、きのこの価格は低調に推移しました。

以上の結果、国内きのこ事業全体の売上高は505億38百万円（同4.9%増）となりました。

「海外きのこ事業」

米国の現地法人「HOKTO KINOKO COMPANY」におきましては、新型コロナウイルス感染症の影響が長期化する中、厳しい状況で推移いたしました。３月末にはレストランも徐々に再開したことから、レストラン等のフードサービス向け販売も回復基調となってまいりましたが、売上高は計画を下回りました。

台湾の現地法人「台灣北斗生技股份有限公司」におきましては、新型コロナウイルス感染症の国内経済への影響は他国に比べ軽微でしたが、台風が一度も来ない異常気象等により、例年のような季節要因による需要の上下が無く、販売面では苦戦しました。

マレーシアの現地法人「HOKTO MALAYSIA SDN. BHD.」におきましては、新型コロナウイルス感染症の拡大を受け、出張が控えられたことから新規営業は成果が上がらず、また既存顧客との対面営業もほぼ出来ず厳しい環境ではありましたが、徹底的な経費削減・管理を行い、創業来初の営業利益の黒字化を達成いたしました。

以上の結果、海外きのこ事業全体の売上高は50億74百万円（同4.3%減）となりました。

「加工品事業」

　加工品事業におきましては、新型コロナウイルス感染症の影響を受け、コンビニエンスストア・外食向け業務用商品は苦戦しました。一般消費者向け商品におきましては、新たに顧客ニーズに合った商品化を行い、販売の展開を実施しました。通販事業では、健康食品・レトルト食品・乾燥きのこを中心に販売は比較的堅調に推移いたしました。また、子会社の株式会社アーデンにおきましては、新型コロナウイルス感染症の影響により内食志向になり、ＯＥＭ製品が好調に推移し、売上が増加いたしました。

　以上の結果、加工品事業の売上高は82億74百万円（同5.1％増）となりました。

「化成品事業」

　中核である包装資材部門におきましては、コロナ禍の中、衛生用品の安定供給に努めるとともに、お客様の潜在的なニーズに応えるソリューション営業に注力してまいりました。農業資材部門におきましては、原料を始めとする資材提供に加え、農業栽培の総合的なコンサルティング営業に注力してまいりました。新規戦略部門におきましては、製造技術と製品品質の向上に努めるとともに、自社製品の販売強化に注力いたしました。

　以上の結果、化成品事業の売上高は100億１百万円(同1.5%増)となりました。

事業区分別売上高

(単位：百万円)

事業区分	第58期 2020年４月１日から 2021年３月31日まで	第57期 2019年４月１日から 2020年３月31日まで	前連結 会計年度比 増減率 (%)
	金　　額	金　　額	
国内きのこ事業	50,538	48,192	4.9
海外きのこ事業	5,074	5,301	△4.3
加工品事業	8,274	7,873	5.1
化成品事業	10,001	9,853	1.5
合計	73,889	71,220	3.7

(注) １．記載金額は百万円未満を切り捨てて表示しております。
２．上記金額には、消費税等は含まれておりません。

② 重要な設備投資の状況
該当事項はありません。

③ 重要な資金調達の状況
経常的な資金調達のみで、特に記載すべき事項はありません。

④ 事業の譲渡、吸収分割または新設分割の状況
該当事項はありません。

⑤ 他の会社の事業の譲受けの状況
該当事項はありません。

⑥ 吸収合併または吸収分割による他の法人等の事業に関する権利義務の承継の状況
該当事項はありません。

⑦ 他の会社の株式その他の持分または新株予約権等の取得または処分の状況
該当事項はありません。

⑵ 直前３事業年度の財産及び損益の状況

①企業集団の財産及び損益の状況

区分	第55期 2018年3月期	第56期 2019年3月期	第57期 2020年3月期	第58期 (当連結会計年度) 2021年3月期
売上高 (百万円)	66,907	70,183	71,220	73,889
経常利益 (百万円)	4,033	4,610	4,187	6,526
親会社株主に帰属する当期純利益 (百万円)	2,418	3,188	1,531	4,038
1株当たり当期純利益 (円)	75.22	99.87	48.59	128.83
総資産 (百万円)	100,556	103,606	100,602	100,237
純資産 (百万円)	52,500	52,030	50,545	54,140
1株当たり純資産額 (円)	1,630.91	1,642.24	1,616.78	1,720.37

②当社の財産及び損益の状況

区分	第55期 2018年3月期	第56期 2019年3月期	第57期 2020年3月期	第58期 (当事業年度) 2021年3月期
売上高 (百万円)	47,496	49,516	50,498	52,942
経常利益 (百万円)	4,170	4,585	3,326	5,405
当期純利益 (百万円)	2,476	3,005	1,783	3,340
1株当たり当期純利益 (円)	77.01	94.14	56.58	106.58
総資産 (百万円)	94,266	98,190	94,590	93,684
純資産 (百万円)	52,860	52,399	51,333	53,740
1株当たり純資産額 (円)	1,642.10	1,653.88	1,642.01	1,707.64

⑶ 重要な親会社及び子会社の状況

① 親会社の状況

該当事項はありません。

② 重要な子会社の状況

会社名	資本金	当社の議決権比率	主要な事業の内容
ホクト産業株式会社	200百万円	100%	化成品の製造・販売
株式会社アーデン	1,000百万円	100%	レトルトパウチ食品の製造
HOKTO KINOKO COMPANY	18,000千米ドル	100%	きのこの生産・販売
台灣北斗生技股份有限公司	700百万元	100%	きのこの生産・販売
HOKTO MALAYSIA SDN.BHD.	32百万リンギット	100%	きのこの生産・販売
株式会社サン・メディカ	10百万円	100%	サプリメントの企画・販売
Mushroom Wisdom, Inc.	9千米ドル	100%	サプリメントの製造・販売

⑷ 対処すべき課題

当社グループを取り巻く環境は、労働力不足への対応、少子高齢化と人口減少という構造的な問題に加え、可処分所得の伸び悩み等による個人消費の低迷や消費者の節約志向の継続等、今後も厳しい経営環境が続くものと想定されます。また、新型コロナウイルス感染症の感染拡大により、経済活動の冷え込みによる景気の大きな下振れが予想されます。このような環境下において、当社グループは、「きのこで健康を届けることを使命に市場と消費を拡大する」という経営ビジョンのもと、第59期事業年度から第63期事業年度を対象とした中期経営計画を策定し、さらなる収益の向上に努めてまいります。各部門の今後の取り組みは以下の通りです。

国内きのこ事業の生産部門において、きのこの品質の向上と安定栽培に努め、安全・安心でより良いきのこを提供していく所存です。また、今後のきのこ需要の拡大を見据え、三重県にブナシメジとマイタケを生産する工場を、本年９月の竣工に向け建設中です。今後も、引き続き安全・安心でより良いきのこを生産・販売してまいります。

営業部門におきましては、新型コロナウイルス感染症の感染拡大により対面営業や試食販売が出来ない厳しい環境下ではありますが、きのこの需要を喚起するため、健康・美容・スポーツを3本柱とした「きのこで菌活」を引き続き推進し、鮮度重視の営業に注力し「きのこといえばホクト」といわれるようブランド価値を一層高め、収益の拡大を図ってまいります。

研究部門におきましては、消費者の健康志向が高まる中、新たな品種開発や品種改良、きのこの薬理効果及び機能性の研究に一層取り組んでまいります。

海外きのこ事業におきましては、米国の現地法人「HOKTO KINOKO COMPANY」が、販売先ポートフォリオの分散を高め、販路の拡大を目指してまいります。台湾の現地法人「台灣北斗生技股份有限公司」は、当社の強みである生産技術力、ブランド力、営業力を全面に打ち出し、販売の拡大を図ってまいります。マレーシアの現地法人「HOKTO MALAYSIA SDN. BHD.」は、財務体質を改善し、経費削減、新規顧客開拓及び既存顧客の取引見直しに取り組み、業績の向上に努めてまいります。また、海外事業本部におきましても、きのこの拡販のため、アジア及び欧州でのマーケティング活動を行ってまいります。

加工品事業におきましては、既存商品の拡大を図るとともに、第59期より商品開発課を組織化し、健康をテーマにした商品開発に取り組み、コト売りの中核チャネルとしたい考えです。

また、化成品事業におきましては、包装資材部門ではお客様に喜ばれる提案営業を積極的に展開し、農業資材部門では海外企業との取引を強化してまいります。化成品製造の自社製品部門ではプラスチック成型の技術力向上によりISO9001取得とQCD（品質・コスト・納期）の最適化と自社製品の開発に取り組み、収益力アップを図ってまいります。

株主の皆様におかれましては、引き続きご理解、ご支援を賜りますようお願い申しあげます。

⑸ **主要な事業内容**（2021年３月31日現在）

事　業　区　分	事　業　内　容
国内きのこ事業	日本国内におけるブナシメジ、エリンギ、マイタケ等の生産及び販売
海外きのこ事業	海外におけるブナシメジ、エリンギ、マイタケ等の生産及び販売
加工品事業	レトルトパウチ食品の製造及び販売、サプリメントの企画及び販売
化成品事業	包装資材の製造及び販売、農業資材の製造及び販売

⑹ 主要な営業所及び工場（2021年３月31日現在）

	事業所名	所在地
ホクト株式会社	本社	長野県長野市南堀
	きのこ総合研究所	長野県長野市大字下駒沢
	東京支店	東京都品川区南大井
	大阪支店	大阪府茨木市別院町
	名古屋営業所	愛知県名古屋市東区葵
	広島営業所	広島県福山市三之丸町
	苫小牧きのこセンター	北海道苫小牧市あけぼの町
	宮城きのこセンター	宮城県大崎市古川上中目
	新潟きのこセンター	新潟県新発田市藤塚浜
	赤沼きのこセンター	長野県長野市大字赤沼
	柳原きのこセンター	長野県長野市大字柳原
	青木島きのこセンター	長野県長野市青木島町大塚
	更埴きのこセンター	長野県千曲市大字土口
	上田きのこセンター	長野県上田市塩川
	佐久きのこセンター	長野県佐久市大字志賀字寄山
	小諸きのこセンター	長野県小諸市大字和田
	大町きのこセンター	長野県大町市大字大町
	富山きのこセンター	富山県富山市八尾町保内
	静岡きのこセンター	静岡県菊川市嶺田
	広島きのこセンター	広島県三原市大和町下徳良
	香川きのこセンター	香川県東かがわ市大内
	八女きのこセンター	福岡県八女市今福
	広川きのこセンター	福岡県八女郡広川町大字日吉
	八女東きのこセンター	福岡県八女市大字山内
	黒木きのこセンター	福岡県八女市黒木町本分
	城島きのこセンター	福岡県久留米市城島町浮島
ホクト産業株式会社	本社	長野県長野市南堀
	豊野工場	長野県長野市豊野町浅野
	松本支店	長野県東筑摩郡山形村
	麻績工場	長野県東筑摩郡麻績村日
	新潟支店	新潟県新潟市東区卸新町
	上田支店	長野県上田市大字国分
	九州農業資材課	福岡県八女郡広川町大字日吉
株式会社アーデン	本社	長野県小諸市大字森山
HOKTO KINOKO COMPANY	本社	米国 カリフォルニア州
台灣北斗生技股份有限公司	本社	台湾 屏東縣長治鄉德和村研發
HOKTO MALAYSIA SDN.BHD.	本社	マレーシア ネグリセンビラン州
株式会社サン・メディカ	本社	東京都港区高輪
Mushroom Wisdom,Inc.	本社	米国 ニュージャージー州

⑺ **使用人の状況**（2021年３月31日現在）

① 企業集団の使用人の状況

事業区分	使用人数	前連結会計年度末比増減
国内きのこ事業	1,021名　(2,328名)	10名増　(27名減)
海外きのこ事業	24名　(337名)	1名減　(9名減)
加工品事業	160名　(53名)	2名減　(4名減)
化成品事業	146名　(79名)	5名減　(5名増)
合　計	1,351名　(2,797名)	2名増　(35名減)

（注）　使用人数は就業員数であり、地域限定社員、準社員及びパートは（　）内に連結会計年度末人数を外数で記載しております。

② 当社の使用人の状況

使用人数	前事業年度末比増減	平均年齢	平均勤続年数
1,059名（2,330名）	11名増（25名減）	37.9歳	12.2年

（注）　使用人数は就業員数であり、地域限定社員、準社員及びパートは（　）内に事業年度末人数を外数で記載しております。

⑻ **主要な借入先の状況**（2021年３月31日現在）

借入先	借入額
株式会社八十二銀行	8,200百万円
株式会社みずほ銀行	6,177百万円
株式会社三菱ＵＦＪ銀行	4,947百万円
株式会社三井住友銀行	2,460百万円

（注）　借入額には、各行の海外現地法人等からの借入を含んでおります。

⑼ **その他企業集団の現況に関する重要な事項**

該当事項はありません。

2．会社の現況

(1) **株式の状況**（2021年３月31日現在）

① 発行可能株式総数　50,000,000株
② 発行済株式の総数　33,359,040株
③ 株主数　39,912名
④ 大株主（上位10名）

株主名	持株数	持株比率
株式会社北斗	5,960千株	18.7%
日本マスタートラスト信託銀行株式会社（信託口）	1,784千株	5.6%
株式会社八十二銀行	1,575千株	5.0%
公益財団法人水野美術館	1,500千株	4.7%
株式会社日本カストディ銀行（信託口）	948千株	3.0%
水野雅義	599千株	1.9%
ホクト従業員持株会	584千株	1.8%
キッセイ薬品工業株式会社	499千株	1.6%
三木産業株式会社	443千株	1.4%
日本生命保険相互会社	417千株	1.3%

（注）　当社は、自己株式1,552,579株を保有しておりますが、上記大株主から除いております。また、持株比率は自己株式を控除して計算しております。なお、自己株式には、当社「役員報酬ＢＩＰ信託」（78,400株）、「従業員持株会信託型ＥＳＯＰ」（257,800株）の保有する当社株式を含めておりません。

⑤当事業年度中に当社役員に対して職務執行の対価として交付された株式の状況

	株式の種類及び数	交付された者の人数
取締役（社外取締役を除く）	当社普通株式　22,235株	6名
社外取締役	当社普通株式　888株	2名

⑥その他株式に関する重要な事項

当社は2019年６月21日開催の第56回定時株主総会において、当社の取締役（国外居住者を除く）を対象に中長期的な視点で株主の皆様と利益意識を共有し、中長期的な視野での業績や株価を意識した経営を動機づけることを目的として、取締役向け株式報酬制度の導入を決議いたしました。本制度では、「役員報酬ＢＩＰ信託」と称される仕組みを採用いたします。なお、2021年３月31日現在、「役員報酬ＢＩＰ信託」の保有する自己株式数は78,400株であります。

また、当社は2019年11月５日開催の取締役会において、当社グループ従業員（以下「従業員」という）に対する福利厚生制度の充実を図り、従業員の株価への意識や労働意欲を向上させる等、当社の企業価値の向上を図ることを目的として、「従業員持株会信託型ＥＳＯＰ」の導入を決議いたしました。なお、2021年３月31日現在、「従業員持株会信託型ＥＳＯＰ」が保有する自己株式数は、257,800株であります。

⑵ 新株予約権等の状況

① 当社役員が保有している新株予約権の状況

該当事項はありません。

② 当事業年度中に使用人等に対して交付した新株予約権の状況

該当事項はありません。

③ その他新株予約権等に関する重要な事項

2018年７月18日に発行した120％コールオプション条項付第１回無担保転換社債型新株予約権付社債に付された新株予約権の内容は、以下の通りであります。

取締役会決議の日	2018年７月２日
新株予約権付社債の残高	9,722百万円
新株予約権の数	9,722個
新株予約権の目的となる株式の種類	当社普通株式
新株予約権の目的となる株式の数（注）	4,656,130株
転換価格	2,088円
新株予約権の行使の条件	2018年９月３日から2023年７月14日まで

（注）社債の残高を転換価格（2,088円）で除して得られた最大整数で表示しております。

⑶ 会社役員の状況

① 取締役及び監査役の状況（2021年３月31日現在）

会社における地位	氏名	担当及び重要な兼職の状況
代表取締役社長	水野　雅義	ホクト産業株式会社代表取締役会長 HOKTO KINOKO COMPANY代表取締役会長 台灣北斗生技股份有限公司董事 HOKTO MALAYSIA SDN.BHD.取締役
専務取締役	高藤　富夫	管理本部長 株式会社アーデン監査役 台灣北斗生技股份有限公司監察人 株式会社サン・メディカ監査役 Mushroom Wisdom,Inc.監査役
専務取締役	小松　茂樹	生産本部長 株式会社アーデン取締役 株式会社サン・メディカ取締役
専務取締役	森　正博	営業本部長 ホクト産業株式会社取締役 株式会社アーデン監査役
取締役	重田　克己	海外事業本部長 HOKTO KINOKO COMPANY代表取締役社長 台灣北斗生技股份有限公司董事 HOKTO MALAYSIA SDN.BHD.取締役 株式会社サン・メディカ代表取締役社長 Mushroom Wisdom,Inc.代表取締役社長
取締役	稲冨　聡	開発研究本部長
取締役	北村　晴男	
取締役	小竹　貴子	
常勤監査役	神田　芳夫	
監査役	林　嘉人	
監査役	池澤　実	
監査役	竹鼻　賢一	

（注）１．取締役北村晴男氏及び小竹貴子氏は、社外取締役であります。
２．監査役林嘉人氏、池澤実氏及び竹鼻賢一氏は、社外監査役であります。
３．常勤監査役神田芳夫氏及び監査役竹鼻賢一氏は、金融機関での長年の業務経験があり、財務及び会計に関する相当程度の知見を有しております。
４．当社は、取締役北村晴男氏及び小竹貴子氏、監査役林嘉人氏、池澤実氏及び竹鼻賢一氏を東京証券取引所の有価証券上場規程の定めに基づく独立役員として指定し、同取引所に届け出ております。

② 取締役及び監査役に支払った報酬等の総額

区　　分	支給人員	報酬等の額	報酬等の種類別の額		
			金銭報酬	株式報酬（固定）	株式報酬（業績連動）
取締役 （うち社外取締役）	8名 （2名）	222百万円 （16百万円）	178百万円 （14百万円）	18百万円 （1百万円）	25百万円 -
監査役 （うち社外監査役）	5名 （4名）	32百万円 （14百万円）	32百万円 （14百万円）	- -	- -
合　　計	13名	254百万円	211百万円	18百万円	25百万円

（注）1．取締役の報酬限度額は、2009年６月26日開催の第46回定時株主総会において年額300百万円以内（ただし、使用人分給与は含まない）と決議いただいており、当該株主総会終結時点の取締役の員数は７名（うち社外取締役０名）であります。また、上記報酬限度額とは別枠で、2019年６月21日開催の第56回定時株主総会において、株式報酬等の額として３事業年度の限度額を230百万円以内、株式数の上限を年49,000株以内と決議いただいており、当該株主総会終結時点の取締役の員数は８名（うち社外取締役２名）であります。

2．監査役の報酬限度額は、2017年６月23日開催の第54回定時株主総会において年額50百万円以内と決議いただいており、当該株主総会終結時点の監査役の員数は４名（うち社外監査役３名）であります。

3．株式報酬の内容等は「2.会社の現況（1）株式の状況⑤」に記載の通りです。

【取締役等の報酬に関する事項】

当社取締役の報酬は、企業価値の持続的な向上を図るインセンティブとして機能するよう株主利益と連動した報酬体系とし、個々の取締役の報酬の決定に際しては各責務を踏まえた適正な水準とすることを基本方針としております。具体的には、取締役の報酬は固定報酬としての基本報酬及び株式報酬（業績連動株式報酬及び固定株式報酬により構成される）により構成され、担当職務、年度業績、貢献度等を総合的に勘案し、代表取締役社長、社外取締役、社外監査役と協議のうえ、取締役会より一任された代表取締役社長水野雅義が決定しております。委任された理由は当社全体の業績等を勘案しつつ、各取締役の担当部門について評価を行うには代表取締役が適していると判断したためであります。なお、その権限を行使するに際しての裁量の範囲は特段の制限はないものとしております。また、各監査役の報酬は、監査役の協議により決定しております。上述の基本方針は、2021年２月２日開催の取締役会において決議しております。その際、取締役会は当事業年度に係る取締役の個人別の報酬等について、報酬等の内容の決定方法及び決

定された報酬等の内容が、当該決定方針と整合していることを確認しており、当該決定方針に沿うものであると判断しております。

【業績連動報酬等に関する事項】

取締役を対象に、中長期的な視点で株主の皆様と利益意識を共有し、中長期的な視野での業績や株価を意識した経営を動機づけることを目的とし、株式報酬制度を導入しております。業績連動部分に関しましては、業績連動報酬に係る指標である「連結売上高営業利益率」及び「連結当期純利益」の達成度に応じてポイントを付与することとしております。この指標を選定した理由としましては、当社グループは安定的な増収・増益を基本目標とし、より高い収益性を確保するという経営観点を重視しているためであります。報酬額の水準については、外部専門機関の調査等を踏まえて、同一地域及び同規模の企業との比較のうえ、優秀な経営人材を確保するため競争力のある水準を設定し、固定報酬と業績連動報酬の割合を決定しております。そして、上述２つの指標の達成度に応じて０%～150%の範囲で業績連動報酬（ポイント）を決定いたします。また当事業年度の指標目標につきましては、連結売上高営業利益率5.96%及び連結当期純利益2,740百万円としており、達成率は、連結売上高営業利益率が137.1%、連結当期純利益が148.3%となりました。

③　責任限定契約の内容の概要

当社と各社外取締役及び各社外監査役は、会社法第427条第１項の規定に基づき、会社法第423条第１項の損害賠償責任を限定する契約を締結しております。

当該契約に基づく損害賠償責任の限度額は、法令が定める最低責任限度額としております。

④　社外役員に関する事項

イ．他の法人等の業務執行者としての重要な兼職の状況及び当社と当該他の法人等との関係

該当事項はありません。

ロ．他の法人等の社外役員等としての重要な兼任の状況及び当社と当該他の法人等との関係

該当事項はありません。

ハ．当事業年度における主な活動状況

区分	氏名	主な活動状況
取締役	北村　晴男	当事業年度に開催された取締役会14回のうち14回に出席いたしました。弁護士としての豊富な経験と幅広い知見に基づき、専門性と見識を活かし、取締役報酬の決定方針及び連結子会社の運営へのアドバイス等、業務執行者から独立した客観的立場で意思決定に関し適切な助言・提言を行っております。
取締役	小竹　貴子	当事業年度に開催された取締役会14回のうち14回に出席いたしました。女性取締役としての新鮮な切り口から、女性活躍推進法上の新行動計画策定におけるアドバイス、女性が活躍できる職場環境づくり等に対し適切な意見を発信しています。女性取締役として業務執行者から独立した客観的立場で意思決定に関し適切な助言・提言を行っております。
監査役	林　嘉人	当事業年度に開催された取締役会14回のうち14回に出席し、監査役会14回のうち14回に出席いたしました。金融機関において経営者及び役職員としての豊富な経験はもとより、システムに関する業務に対する幅広い経験及び知見に基づき意見を述べる等、取締役会の意思決定の妥当性・適正性を確保するための助言・提言を行っております。
監査役	池澤　実	当事業年度に開催された取締役会14回のうち14回に出席し、監査役会14回のうち14回に出席いたしました。国内外の企業における経営者や会社役員としての経験及び知見に基づき意見を述べる等、取締役会の意思決定の妥当性・適正性を確保するための助言・提言を行っております。
監査役	竹鼻　賢一	2020年６月26日就任以後、当事業年度に開催された取締役会11回のうち11回に出席し、監査役会10回のうち10回に出席いたしました。銀行及び証券会社の経営に携わった豊富な経験と幅広い知見を活かし的確な意見を述べる等、取締役会の意思決定の妥当性・適正性を確保するための助言・提言を行っております。

⑷ 会計監査人の状況

① 名称　　EY新日本有限責任監査法人

② 報酬等の額

	支　　払　　額
当事業年度に係る会計監査人の報酬等の額	52百万円
当社及び子会社が会計監査人に支払うべき金銭その他の財産上の利益の合計額	57百万円

（注）1．当社と会計監査人との間の監査契約において、会社法に基づく監査と金融商品取引法に基づく監査の監査報酬等の額を明確に区分しておらず、実質的にも区分できませんので、当事業年度に係る会計監査人の報酬等の額にはこれらの合計額を記載しております。

2．監査役会は、日本監査役協会が公表する「会計監査人との連携に関する実務指針」を踏まえ、過年度の監査計画における監査項目別、階層別監査時間の実績及び報酬額の推移ならびに会計監査人の職務遂行状況を確認し、当事業年度の監査計画及び報酬額の妥当性を検討した結果、会計監査人の報酬等について会社法第399条第１項の同意を行っております。

3．当社の海外子会社は、当社の会計監査人以外の公認会計士または監査法人（外国におけるこれらの資格に相当する資格を有する者を含む）の監査を受けております。

③ 会計監査人の解任または不再任の決定の方針

監査役会は、会計監査人の職務の執行に支障がある場合等、その必要があると判断した場合は、株主総会に提出する会計監査人の解任または不再任に関する議案の内容を決定いたします。

また、監査役会は、会計監査人が会社法第340条第１項各号に定める項目に該当すると認められる場合は、監査役全員の同意に基づき、会計監査人を解任いたします。この場合、監査役会が選定した監査役は、解任後最初に招集される株主総会におきまして、会計監査人を解任した旨と解任の理由を報告いたします。

⑸ **業務の適正を確保するための体制**

当社グループにおける業務の適正を確保し、継続的な改善を目指すための体制の概要は以下の通りであります。

①取締役及び使用人の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制

イ．取締役会は、法令、定款、株主総会決議、取締役会規則等に基づき適切な運営を行う。

ロ．取締役会は、内部統制の基本方針を決定する。取締役は、他の取締役と情報共有を図るとともに相互に業務執行状況を監督する。

ハ．監査役は、監査役会で定めた監査方針・監査計画及び監査役監査基準に基づき、取締役の職務の執行を監査する。また、内部監査部署は社長直属の組織として内部監査を実施する。

ニ．社長を委員長とするコンプライアンス委員会を設置し、コンプライアンスに関する内部統制が継続的に機能する体制を構築する。

ホ．全社的な遵法意識の高揚とコンプライアンス違反行為等の未然防止を図るため、行動規範・行動指針を定め、コンプライアンス・マニュアルを策定する。また、年度毎にコンプライアンス・プログラムを策定し、実践する。

ヘ．コンプライアンス違反行為等やその恐れがある場合には、業務上の報告経路のほか個別の事案に関する相談又は報告ができるよう「内部通報制度」を定め、事態の迅速な把握と是正を図る体制を整える。

②取締役の職務の執行に係る情報の保存及び管理に関する体制

イ．株主総会、取締役会の議事録、経営及び業務執行に関わる重要な情報については、法令及び文書管理規程等の関連規程に従い、適切に記録し、定められた期間保存する。

ロ．関連規程については、必要に応じて随時見直し等の改善を行う。

③損失の危険の管理に関する規程その他の体制

イ．リスク管理規程において、損失発生のリスクに応じた所管部署を定めるとともに、全てのリスクを総体的に管理する統括組織としてリスク管理委員会を設置する。

ロ．リスク管理委員会は、全社的なリスクの把握とその評価を行い、リスクに関する意識の浸透、早期発見、未然防止、緊急事態発生時の対応等を定め、損害の拡大を最小限に抑える体制の構築と運用に努める。

④取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制

イ．取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するため、取締役会の運営について取締役会規則に定めるとともに、原則として取締役会を月１回開催するほか、必要に応じて臨時開催する。

ロ．取締役の業務執行については、組織規程、職務分掌規程、職務権限規程等において職務分掌・職務権限を定めるとともに、必要に応じこれらの規程を見直し、効率的な業務執行体制を維持する。

⑤企業集団における業務の適正を確保するための体制

イ．子会社の管理は、子会社管理規程、子会社管理規程実施要領等による。親会社に対する報告頻度や報告先、内容等を定めることにより、当社グループにおける業務の適正確保と子会社取締役職務の法令への適合性・効率性を確保するとともに、子会社損失のリスク管理を図る。

ロ．規程管理規程に、コンプライアンス・マニュアル等を含む当社制定の規程の範囲が子会社に及ぶことを明記し、コンプライアンス・プログラムについても当社グループ全体で展開する。

ハ．子会社に対しては、当社監査部による内部監査を実施する。

⑥監査役の監査に関する体制

イ．監査役による監査の実効性を担保するため、監査役がその職務を補助すべき使用人を置くことを求めた場合には、必要な員数及び求められる資質について協議のうえ、適任と認められる人員を配置する。また、監査役を補助すべき使用人については、取締役から独立して監査役の指示に基づき補助業務を行うものとし、当該使用人の人事異動、処遇については監査役の同意を得るものとする。

ロ．監査役の監査を実効性の高いものとするため、取締役会以外にも経営審議会、リスク管理委員会、コンプライアンス委員会等の重要な会議に出席し、当社における重要事項や損害を及ぼす恐れのある事実等について報告を受ける。また、代表取締役と密に意思疎通を図る。

ハ．内部監査部署は常に、その内部監査の結果知り得た情報を監査役に伝達する。また、監査役は、会計監査人及び内部監査担当とも意見交換や情報交換を行い、連携を保ちながら必要に応じて調査及び報告を求める。

ニ. 取締役及び使用人は、取締役会に付議する重要な事項と決定事項、その他重要な会議の決定事項、重要な会計方針・会計基準及びその変更、内部監査の実施状況、その他重要事項を監査役に報告する。

ホ. 当社グループの取締役及び使用人は、コンプライアンス違反や当社グループに対し著しい損害を及ぼす恐れのある事案を知った場合は、速やかに内部通報規程に基づき所定の報告を行う。内部通報窓口部署は監査役に当該内容を報告する。なお、内部通報を行った者が、当該報告をしたことを理由として不利益な取扱いを受けることがないよう規程に明記する。

ヘ. 監査役が職務の執行のため、会社法に基づく費用の前払い等の請求をした時は、当該費用が当該監査役の職務の執行に必要でないと認められた場合を除き、速やかに処理する。

⑦反社会的勢力の排除に向けた体制

イ. 当社グループは、市民の秩序や安全に脅威を与える反社会的勢力とは一切関わりを持たず、不当な要求や取引に応じたりすることのないよう毅然とした対応、姿勢をとることを取締役及び使用人に周知徹底する。

ロ. 当社グループは反社会的勢力との関係を遮断・排除し、業務の適正を確保するため、関係行政機関等からの情報収集に努める。また、これらの問題が発生した時は関係行政機関や当社顧問弁護士と緊急に連絡をとり、組織全体として速やかに対処できる体制を構築する。

⑹ 業務の適正を確保するための体制の運用状況の概要

当社グループにおける業務の適正を確保し、継続的な改善を目指すための体制についての運用状況の概要は以下の通りであります。

①取締役の業務の執行

当社は、業務の適正を確保するため、当事業年度に取締役会を14回開催し、経営上の重要事項を協議、決定しております。経営戦略や経営計画等の基本方針及び当社の事業推進に当り、対処すべき課題の対処方法等について、社外役員(社外取締役２名、社外監査役３名)を交え、自由な意見交換のもとで議論をしており、経営や業務執行の監督機能、牽制機能は適切に遂行されていると判断しております。そのほか、毎週１回開催される常勤役員会におきまして、担当役員より担当業務の執行状況や経営課題進捗状況の報告を受け、組織横断的な意思の疎通を図っており、出席役員は業務執行取締役からの報告に対して必要に応じて指摘、意見を述べております。

また、取締役、監査役、部長で構成される経営審議会(３カ月に１度)を開催し、経営戦略、経営計画のほか、部長会(経営審議会開催月及び３月を除き毎月開催)において議題となった経営課題を含め、当社グループが直面している諸課題についてスピーディーに審議、対応しております。

②監査役の業務の執行

当社は、業務の適正を確保するために、当事業年度に監査役会を14回開催し、監査方針、監査計画を協議決定しております。取締役会、経営審議会等、重要な会議にも参加し積極的に意見を述べるとともに、担当取締役との意見交換を実施、また、必要に応じ各所課に出向き部長ほか社員と面談、意見交換をしております。

監査役間及び社外取締役とも情報共有、意見交換しながら連携を図る一方、監査法人とも随時、情報共有、意見交換を実施して課題の把握と解決に努めております。

③リスク管理

当社は、リスク管理規程を定め、適切なリスクコントロールを行っております。また、当社の業務の適正化を確保し、継続的な改善を目指すことを目的とし、内部統制基本方針に則り、そのシステム構築を図っております。

④コンプライアンスに対する取組み

当社は、内部統制システム構築のため、コンプライアンス規程、コンプライアンス・マニュアル等を制定する一方、コンプライアンス実践の統括機関として、社長を委員長とするコンプライアンス委員会(以下 委員会)を設置しております。委員会はコンプライアンス活動計画であるコンプライアンス・プログラムを策定し、全社的な活動を展開しております。

また、管理本部内にコンプライアンス担当者(以下 担当者)を配置し、コンプライアンス・プログラムに基づき研修･啓蒙活動等を行い、各所課から定期的に実践に関する報告を受け、取りまとめて委員会に報告しております。

委員会は担当者からの報告を受け、必要に応じて取締役会に報告し、取締役会は課題解決に対し真摯に取り組む体制としております。

監査役は取締役に対する業務監査等において、その職務遂行の適切性を監査するほか、監査部の定例監査において、各所課のコンプライアンス・プログラムの運用の有効性等を検証、評価しております。

当社は、内部通報制度を制定し、コンプライアンス違反あるいはその恐れのある事象を知った場合には、直接社長室及び管理本部長に報告、相談ができる体制としており、事態の迅速な把握と是正に努めております。

連結貸借対照表

(2021年3月31日現在)

(単位：百万円)

科目	金額	科目	金額
(資産の部)		**(負債の部)**	
流動資産	**26,881**	**流動負債**	**23,323**
現金及び預金	13,891	支払手形及び買掛金	5,870
受取手形及び売掛金	5,845	短期借入金	3,931
商品及び製品	2,251	一年内返済予定の長期借入金	6,636
仕掛品	3,701	未払法人税等	2,005
原材料及び貯蔵品	735	賞与引当金	1,130
その他	508	その他	3,749
貸倒引当金	△53	**固定負債**	**22,772**
固定資産	**73,355**	長期借入金	11,739
有形固定資産	**64,047**	新株予約権付社債	9,722
建物及び構築物	64,247	繰延税金負債	490
機械装置及び運搬具	59,628	退職給付に係る負債	371
工具器具及び備品	2,339	資産除去債務	213
土地	14,354	役員株式給付引当金	66
建設仮勘定	651	その他	169
減価償却累計額	△77,174	**負債合計**	**46,096**
無形固定資産	**250**	**(純資産の部)**	
のれん	115	**株主資本**	**52,964**
その他	134	**資本金**	**5,500**
投資その他の資産	**9,057**	**資本剰余金**	**5,727**
投資有価証券	6,544	**利益剰余金**	**45,267**
繰延税金資産	291	**自己株式**	**△3,530**
退職給付に係る資産	995	**その他の包括利益累計額**	**1,176**
その他	1,246	**その他有価証券評価差額金**	**1,659**
貸倒引当金	△19	**為替換算調整勘定**	**△328**
		退職給付に係る調整累計額	**△155**
資産合計	**100,237**	**純資産合計**	**54,140**
		負債純資産合計	**100,237**

連結損益計算書

（2020年4月1日から
2021年3月31日まで）

（単位：百万円）

科目	金額	
売上高		**73,889**
売上原価		**51,988**
売上総利益		**21,901**
販売費及び一般管理費		**15,888**
営業利益		**6,012**
営業外収益		
受取利息	4	
受取配当金	147	
助成金収入	87	
受取地代家賃	100	
為替差益	184	
その他	83	608
営業外費用		
支払利息	80	
その他	14	94
経常利益		**6,526**
特別利益		
固定資産売却益	39	
受取保険金	190	230
特別損失		
災害による損失	162	
減損損失	299	
その他	31	493
税金等調整前当期純利益		**6,262**
法人税、住民税及び事業税	2,098	
法人税等調整額	126	2,224
当期純利益		4,038
親会社株主に帰属する当期純利益		**4,038**

貸借対照表

(2021年3月31日現在)

(単位：百万円)

科目	金額
(資産の部)	
流動資産	**17,794**
現金及び預金	8,760
受取手形	5
売掛金	2,664
商品及び製品	1,352
仕掛品	3,334
貯蔵品	376
その他	1,301
貸倒引当金	△0
固定資産	**75,889**
有形固定資産	**51,315**
建物	46,120
構築物	3,689
機械及び装置	49,299
車両及び運搬具	1,054
工具器具及び備品	1,536
土地	12,440
建設仮勘定	648
減価償却累計額	△63,473
無形固定資産	**121**
ソフトウエア	86
その他	34
投資その他の資産	**24,452**
投資有価証券	6,430
関係会社株式	9,131
関係会社長期貸付金	9,178
長期前払費用	85
前払年金費用	1,213
その他	1,109
貸倒引当金	△2,695
資産合計	**93,684**

科目	金額
(負債の部)	
流動負債	**17,993**
支払手形	1,562
買掛金	150
短期借入金	3,850
一年内返済予定の長期借入金	6,588
未払金	2,452
未払費用	388
未払消費税等	149
未払法人税等	1,782
預り金	55
賞与引当金	935
設備支払手形	65
その他	13
固定負債	**21,950**
長期借入金	11,623
新株予約権付社債	9,722
繰延税金負債	435
役員株式給付引当金	66
その他	103
負債合計	**39,944**
(純資産の部)	
株主資本	**52,093**
資本金	**5,500**
資本剰余金	**5,727**
資本準備金	5,692
その他資本剰余金	35
利益剰余金	**44,396**
利益準備金	761
その他利益剰余金	43,634
別途積立金	33,500
繰越利益剰余金	10,134
自己株式	**△3,530**
評価・換算差額等	**1,646**
その他有価証券評価差額金	**1,646**
純資産合計	**53,740**
負債純資産合計	**93,684**

損 益 計 算 書

（2020年４月１日から
2021年３月31日まで）

（単位：百万円）

科目	金額	
売上高		**52,942**
売上原価		**35,069**
売上総利益		**17,872**
販売費及び一般管理費		**12,798**
営業利益		**5,074**
営業外収益		
受取利息	77	
受取配当金	280	
助成金収入	37	
受取地代家賃	96	
為替差益	140	
その他	44	676
営業外費用		
支払利息	71	
貸倒引当金繰入額	262	
その他	11	345
経常利益		**5,405**
特別利益		
固定資産売却益	39	
受取保険金	82	122
特別損失		
災害による損失	71	
減損損失	299	
その他	29	401
税引前当期純利益		**5,126**
法人税、住民税及び事業税	1,782	
法人税等調整額	4	1,786
当期純利益		**3,340**

連結計算書類に係る会計監査報告

独立監査人の監査報告書

2021年５月31日

ホクト株式会社
　取締役会　御中

EY新日本有限責任監査法人
松本事務所
指定有限責任社員
業務執行社員　公認会計士　大黒英史 ㊞
指定有限責任社員
業務執行社員　公認会計士　堀井秀樹 ㊞

監査意見

当監査法人は、会社法第４４４条第４項の規定に基づき、ホクト株式会社の２０２０年４月１日から２０２１年３月３１日までの連結会計年度の連結計算書類、すなわち、連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表について監査を行った。

当監査法人は、上記の連結計算書類が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、ホクト株式会社及び連結子会社からなる企業集団の当該連結計算書類に係る期間の財産及び損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「連結計算書類の監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社及び連結子会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

連結計算書類に対する経営者並びに監査役及び監査役会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して連結計算書類を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない連結計算書類を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

連結計算書類を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき連結計算書類を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査役及び監査役会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

連結計算書類の監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての連結計算書類に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から連結計算書類に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、連結計算書類の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

・不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。

・連結計算書類の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。

・経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。

・経営者が継続企業を前提として連結計算書類を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において連結計算書類の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する連結計算書類の注記事項が適切でない場合は、連結計算書類に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。

・連結計算書類の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた連結計算書類の表示、構成及び内容、並びに連結計算書類が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。

・連結計算書類に対する意見を表明するために、会社及び連結子会社の財務情報に関する十分かつ適切な監査証拠を入手する。監査人は、連結計算書類の監査に関する指示、監督及び実施に関して責任がある。監査人は、単独で監査意見に対して責任を負う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去又は軽減するためにセーフガードを講じている場合はその内容について報告を行う。

利害関係

会社及び連結子会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以　上

計算書類に係る会計監査報告

独立監査人の監査報告書

2021年５月31日

ホクト株式会社
　取締役会　御中

EY新日本有限責任監査法人
松本事務所

指定有限責任社員
業務執行社員　公認会計士　大黒英史 ㊞

指定有限責任社員
業務執行社員　公認会計士　堀井秀樹 ㊞

監査意見

当監査法人は、会社法第４３６条第２項第１号の規定に基づき、ホクト株式会社の２０２０年４月１日から２０２１年３月３１日までの第５８期事業年度の計算書類、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表並びにその附属明細書（以下「計算書類等」という。）について監査を行った。

当監査法人は、上記の計算書類等が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、当該計算書類等に係る期間の財産及び損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「計算書類等の監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

計算書類等に対する経営者並びに監査役及び監査役会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して計算書類等を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない計算書類等を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

計算書類等を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき計算書類等を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査役及び監査役会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

計算書類等の監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての計算書類等に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から計算書類等に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、計算書類等の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

・不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。

・計算書類等の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。

・経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。

・経営者が継続企業を前提として計算書類等を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において計算書類等の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する計算書類等の注記事項が適切でない場合は、計算書類等に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。

・計算書類等の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた計算書類等の表示、構成及び内容、並びに計算書類等が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去又は軽減するためにセーフガードを講じている場合はその内容について報告を行う。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以　上

監査役会の監査報告

監　査　報　告　書

当監査役会は、2020年4月1日から2021年3月31日までの第58期事業年度の取締役の職務の執行に関して、各監査役が作成した監査報告書に基づき、審議のうえ、本監査報告書を作成し、以下の通り報告いたします。

1．監査役及び監査役会の監査の方法及びその内容

（1）監査役会は、監査の方針、職務の分担等を定め、各監査役から監査の実施状況及び結果について報告を受けるほか、取締役等及び会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。

（2）各監査役は、監査役会が定めた監査役監査の基準に準拠し、監査の方針、職務の分担等に従い、取締役、内部監査部門その他の使用人等と意思疎通を図り、情報の収集及び監査の環境の整備に努めるとともに、以下の方法で監査を実施しました。

①取締役会その他重要な会議に出席し、取締役及び使用人等からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求め、重要な決裁書類等を閲覧し、本社及び主要な事業所において業務及び財産の状況を調査いたしました。また、子会社については、子会社の取締役及び監査役等と意思疎通及び情報の交換を図り、必要に応じて子会社から事業の報告を受けました。

②事業報告に記載されている取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制その他株式会社及びその子会社から成る企業集団の業務の適正を確保するために必要なものとして会社法施行規則第100条第1項及び第3項に定める体制の整備に関する取締役会決議の内容及び当該決議に基づき整備されている体制（内部統制システム）について、取締役及び使用人等からその構築及び運用の状況について定期的に報告を受け、必要に応じて説明を求め、意見を表明いたしました。

③会計監査人が独立の立場を保持し、かつ、適正な監査を実施しているかを監視及び検証するとともに、会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。また、会計監査人から「職務の遂行が適正に行われることを確保するための体制」（会社計算規則第131条各号に掲げる事項）を「監査に関する品質管理基準」（平成17年10月28日企業会計審議会）等に従って整備している旨の通知を受け、必要に応じて説明を求めました。

以上の方法に基づき、当該事業年度に係る事業報告及びその附属明細書、計算書類（貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表）及びその附属明細書並びに連結計算書類（連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表）について検討いたしました。

2．監査の結果

（1）事業報告等の監査結果

①事業報告及びその附属明細書は、法令及び定款に従い、会社の状況を正しく示しているものと認めます。

②取締役の職務の執行に関する不正の行為又は法令若しくは定款に違反する重大な事実は認められません。

③内部統制システムに関する取締役会決議の内容は相当であると認めます。また、当該内部統制システムに関する事業報告の記載内容及び取締役の職務の執行についても、指摘すべき事項は認められません。

（2）計算書類及びその附属明細書の監査結果

会計監査人EY新日本有限責任監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

（3）連結計算書類の監査結果

会計監査人EY新日本有限責任監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

2021年6月3日

ホクト株式会社　監査役会

常勤監査役　神　田　芳　夫　㊞
社外監査役　林　　嘉　人　㊞
社外監査役　池　澤　　実　㊞
社外監査役　竹　鼻　賢　一　㊞

以　上

株主総会参考書類

第１号議案　剰余金処分の件

当社は、株主の皆様に対する利益還元を重要な政策と位置づけております。経営体質の強化ならびに今後の事業展開に備えるために必要な内部留保を確保しつつ、安定した配当の継続に努めることを基本方針としております。

期末配当に関する事項

① 配当財産の種類
金銭といたします。

② 配当財産の割当てに関する事項及びその総額
当社普通株式　　１株につき金50円
配当総額　　1,590,328,050円
なお、すでに中間配当金として１株につき10円をお支払いいたしておりますので、これを加えますと年間の配当金は１株につき60円となります。

③ 剰余金の配当が効力を生じる日
2021年６月28日といたしたいと存じます。

第２号議案　取締役８名選任の件

取締役全員（８名）は、本総会終結の時をもって任期満了となります。つきましては、コーポレートガバナンス体制の一層の強化を図るため、社外取締役を１名増員し、取締役８名（うち社外取締役３名）の選任をお願いするものであります。

取締役候補者は、以下の通りであります。

候補者番号	ふりがな 氏名 （生年月日）	略歴、当社における地位及び担当 （重要な兼職の状況）	所有する当社の株式数
1	みずの　まさよし 水野　雅義 （1965年９月18日）	1990年４月　当社入社 1995年６月　当社常務取締役九州支店長 1997年６月　当社専務取締役きのこ生産本部長 2000年４月　当社専務取締役管理本部長 2003年４月　当社専務取締役きのこ販売本部長 2005年６月　当社取締役副社長 2006年７月　当社代表取締役社長（現任） （重要な兼職の状況） ホクト産業株式会社代表取締役会長 HOKTO KINOKO COMPANY代表取締役会長 台灣北斗生技股份有限公司董事 HOKTO MALAYSIA SDN.BHD.取締役	599,072株
	【取締役候補者とした理由】 同氏は取締役就任以降、主要事業分野の統括者としての任務を通じ、豊富な経験と見識を有しています。代表取締役に就任して15年、経営全般を適切に管理、統括していることから、取締役として適切な職務遂行ができると判断し取締役候補者としております。		

候補者番号	ふりがな 氏名 （生年月日）	略歴、当社における地位及び担当 （重要な兼職の状況）	所有する当社の株式数
2	高藤（たかとう） 富夫（とみお） （1955年３月10日）	1996年４月　山一證券株式会社甲府支店長 1998年４月　当社入社　総務部長 2001年６月　当社取締役社長室長 2004年４月　当社常務取締役管理本部長 2006年７月　当社専務取締役管理本部長（現任） （重要な兼職の状況） 株式会社アーデン監査役 台灣北斗生技股份有限公司監察人 株式会社サン・メディカ監査役 Mushroom Wisdom,Inc.監査役	15,032株
	【取締役候補者とした理由】 同氏は取締役就任以降、ほぼ一貫して管理部門の統括者としてその任務を担い、豊富な経験と知識を有しています。その見識を活かし取締役として適切な職務遂行ができると判断し取締役候補者としております。		
3	森（もり） 正博（まさひろ） （1952年11月６日）	2003年４月　株式会社八十二銀行丸子支店長 2005年２月　当社入社　きのこ総合研究所所長 2005年６月　当社取締役きのこ総合研究所所長 2009年１月　当社取締役きのこ生産管理本部長 2011年４月　当社取締役経営戦略本部長 2011年７月　当社常務取締役経営戦略本部長 2015年４月　当社常務取締役営業本部長 2016年４月　当社専務取締役営業本部長（現任） （重要な兼職の状況） ホクト産業株式会社取締役 株式会社アーデン監査役	15,300株
	【取締役候補者とした理由】 同氏は取締役就任以降、研究、生産管理、経営戦略、営業の各部門の統括者として、豊富な経験と知識で管理、監督の重要な任務を担ってまいりました。その見識を活かし取締役としての適切な職務遂行ができると判断し取締役候補者としております。		

<table>
<tr><th>候補者
番号</th><th>ふりがな
氏名
（生年月日）</th><th>略歴、当社における地位及び担当
（重要な兼職の状況）</th><th>所有する
当社の
株式数</th></tr>
<tr><td rowspan="2">4</td><td>しげた　かつみ
重田　克己
（1956年7月25日）</td><td>2006年２月　みずほ証券株式会社共通事務サービス部長
2007年10月　当社入社　社長室長
2009年６月　当社取締役
2015年４月　当社取締役海外戦略本部長
2016年４月　当社取締役海外事業本部長（現任）
（重要な兼職の状況）
HOKTO KINOKO COMPANY代表取締役社長
台灣北斗生技股份有限公司董事
HOKTO MALAYSIA SDN.BHD.取締役
株式会社サン・メディカ代表取締役社長
Mushroom Wisdom,Inc.代表取締役社長</td><td>3,300株</td></tr>
<tr><td colspan="3">【取締役候補者とした理由】
同氏は金融機関での国際業務経験も豊富であり、当社に入社し取締役就任以降、海外事業の統括者として重要な海外施策の管理、監督を担ってまいりました。その見識を活かし取締役としての適切な職務遂行ができると判断し取締役候補者としております。</td></tr>
<tr><td rowspan="2">5</td><td>いなとみ　さとし
稲富　聡
（1962年９月５日）</td><td>1985年４月　当社入社
1999年４月　当社きのこ総合研究所開発研究室室長
2012年４月　当社きのこ総合研究所所長
2017年６月　当社取締役きのこ総合研究所所長
2019年４月　当社取締役開発研究本部長（現任）</td><td>5,400株</td></tr>
<tr><td colspan="3">【取締役候補者とした理由】
同氏は入社以来研究部門を歩み、同部門の取締役に就任、専門的知識と豊富な経験はきのこ総合企業としての当社の企業価値向上に有用な人材であり、その見識を活かし取締役として適切な職務遂行ができると判断し取締役候補者としております。</td></tr>
</table>

<table>
<tr><th>候補者
番号</th><th>ふりがな
氏名
（生年月日）</th><th>略歴、当社における地位及び担当
（重要な兼職の状況）</th><th>所有する
当社の
株式数</th></tr>
<tr><td rowspan="2">6</td><td>きたむら　はるお
北村　晴男
（1956年3月10日）</td><td>1992年４月　北村法律事務所開設
2003年９月　弁護士法人北村法律事務所代表弁護士
（現　弁護士法人北村・加藤・佐野法律事務所）
2013年６月　当社社外取締役（現任）</td><td>－株</td></tr>
<tr><td colspan="3">【社外取締役候補者とした理由及び期待される役割の概要】
同氏は弁護士としての専門的な知識と豊富な経験、実績を有しており、客観的視点から、取締役報酬の決定方針等コーポレートガバナンスに対し的確な意見を発信し、取締役会の意思決定に関与しております。過去に直接経営に関与した経験はありませんが、今後も業務執行者から独立した客観的立場で会社運営を監督する役割を果たしていただくことを期待しております。</td></tr>
<tr><td rowspan="2">7</td><td>こたけ　たかこ
小竹　貴子
【戸籍上の氏名：齋藤貴子】
（1972年９月６日）</td><td>2000年４月　有限会社コイン　入社
（現　クックパッド株式会社）
2008年７月　執行役　就任
2010年７月　社長室長　就任
2011年７月　執行役　退任
2012年２月　クックパッド株式会社　退社
2013年６月　当社社外取締役（現任）
2016年４月　クックパッド株式会社　入社
コーポレート・ブランディング部本部長（現任）
2018年６月　フリュー株式会社社外取締役（現任）</td><td>－株</td></tr>
<tr><td colspan="3">【社外取締役候補者とした理由及び期待される役割の概要】
同氏は食及び料理に関する高い知見を有する一方、豊富なビジネス経験を活かし、女性取締役の立場から、女性活躍のための職場環境づくりといった視点等で会社運営の活性化に資する意見を発信しております。今後も業務執行者から独立した客観的立場で会社経営を監督する役割を果たしていただくことを期待しております。</td></tr>
</table>

候補者番号	ふりがな 氏名 （生年月日）	略歴、当社における地位及び担当 （重要な兼職の状況）	所有する当社の株式数
※8	いけだ　じゅん 池田　潤 （1975年1月29日）	1999年４月　株式会社日本交通公社　入社 （現　株式会社ＪＴＢ） 2006年２月　株式会社ジェイティービー　退社 （現　株式会社ＪＴＢ） 2006年３月　ヤフー株式会社　入社 2014年４月　組織・人財開発部長 2017年４月　ＰＤ企画部長 2019年10月　ビジネスパートナーＰＤ本部長 2021年４月　Ｚホールディングス株式会社採用・人財開発部長 （現任）	－株
	【社外取締役候補者とした理由及び期待される役割の概要】 同氏は企画部門における豊富な経験と知見を有する一方、組織・人事部門で組織開発・ダイバーシティ推進・働き方改革等に長年携わっております。過去に直接経営に関与した経験はありませんが、その見識を活かし、人材開発・組織の活性化等の面でその手腕を発揮し、業務執行者から独立した客観的立場で会社運営を監督する役割を果たしていただくことを期待しております。		

（注）１．※印は新任の取締役候補者であります。
２．各候補者との間には特別の利害関係はありません。
３．北村晴男氏、小竹貴子氏及び池田潤氏は、社外取締役候補者であります。
４．北村晴男氏及び小竹貴子氏は、現在、当社の社外取締役でありますが、それぞれの社外取締役としての在任期間は、本総会終結の時をもって北村晴男氏が８年、小竹貴子氏が８年となります。
５．当社は、第２号議案の承認可決を条件として、各候補者との間で会社法第430条の２第１項に規定する同項第１号の費用及び同項第２号の損失を法令の定める範囲内において当社が補償する内容の補償契約を締結する予定であります。
６．当社は、会社法第430条の３第１項に規定する役員等賠償責任保険契約を保険会社との間で締結しており、被保険者が負担することとなる損害賠償金及び争訟費用等の損害を填補することとしております。第２号議案の承認可決を条件として、各候補者は当該保険契約の被保険者に含められることとなります。また、次回更新時には同内容での更新を予定しております。

7．当社は、北村晴男氏及び小竹貴子氏との間で会社法第427条第１項の規定に基づき、同法第423条第１項の損害賠償責任を限定する契約を締結しております。当該契約に基づく損害賠償責任の限度額は、会社法第425条第１項に定める最低責任限度額としております。両氏の再任が承認された場合には、当社は当該責任限定契約を継続する予定であります。また、第２号議案の承認可決を条件として、池田潤氏との間においても上記規定に基づき、同一の責任限定契約を締結する予定であります。
8．当社は、北村晴男氏及び小竹貴子氏を東京証券取引所の定めに基づく独立役員として届け出ております。また、池田潤氏についても東京証券取引所の定めに基づく独立役員の要件を満たしており、独立役員として同取引所に届け出る予定であります。

第３号議案　監査役１名選任の件

監査役神田芳夫氏は、本総会終結の時をもって任期満了となります。つきましては、監査役１名の選任をお願いするものであります。

なお、本議案に関しましては、監査役会の同意を得ております。監査役候補者は、以下の通りであります。

ふりがな 氏名 （生年月日）	略歴、当社における地位 （重要な兼職の状況）	所有する当社の株式数
かんだ　よしお 神田　芳夫 (1954年8月27日)	2012年６月　長野信用金庫常勤監事 2016年７月　信和商事株式会社代表取締役 2017年６月　当社常勤監査役（現任）	－株
【監査役候補者とした理由】 同氏は監査業務に関する豊富な知識と経験を活かし、常勤監査役として業務の執行状況に対し適切な監査を遂行してまいりました。監査役としての役割・責任を今後も適切に果たすことができると判断し、常勤監査役候補者としております。		

（注）１．候補者との間には特別の利害関係はありません。

２．当社は、第３号議案の承認可決を条件として、監査役神田芳夫氏との間で会社法第430条の２第１項に規定する同項第１号の費用及び同項第２号の損失を法令の定める範囲内において当社が補償する内容の補償契約を締結する予定であります。

３．当社は、会社法第430条の３第１項に規定する役員等賠償責任保険契約を保険会社との間で締結しており、被保険者が負担することとなる損害賠償金及び争訟費用等の損害を填補することとしております。第３号議案の承認可決を条件として、監査役神田芳夫氏は当該保険契約の被保険者に含められることとなります。また、次回更新時には同内容での更新を予定しております。

以　上

メ　モ

定時株主総会会場ご案内図

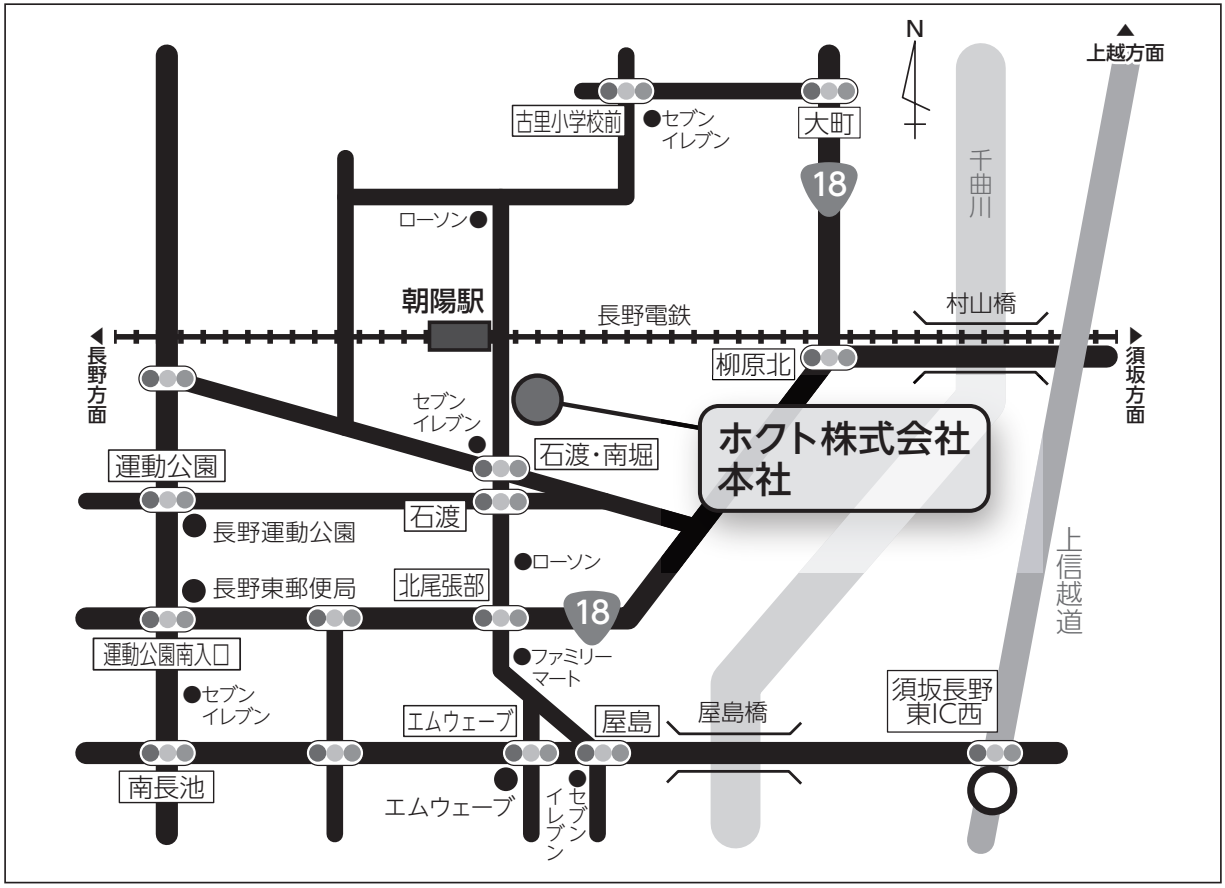

会場　長野県長野市南堀138番地1
当社本社大会議室

TEL　026-243-3111（代表）

私鉄（長野電鉄）朝陽駅下車　徒歩3分

UD FONT
見やすく読みまちがえにくい
ユニバーサルデザインフォント
を採用しています。